

随意契約理由書

件名	鶴越墓園他2墓地管理作業
契約の相手方	公益財団法人 神戸いきいき勤労財団
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号
随意契約の理由	
<p>本業務は、鶴越墓園・舞子墓園・西神墓園を常に清潔・良好な状態に保つことを目的に各墓園内の草刈作業、ゴミ回収・清掃作業をおこなうものである。このような作業では、忍耐力や注意力に加え、きめ細かな作業が求められる。神戸市においても、高齢者の雇用拡大が重要な施策のひとつである中で、このような作業は高齢者の持つ能力を發揮しやすく、高齢者の雇用対策(生きがい)として有効と考えている。</p> <p>公益法人神戸いきいき勤労財団は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センターであり、高齢者に対する臨時的かつ短期的または簡易な業務にかかる就業の機会を提供することを目的に設置され、高齢者を雇用するうえでの情報、就業者の各種相談にも対応しており、市の高齢者の雇用促進、高齢者の福祉の増進に寄与している。</p> <p>したがって、本業務に必要な人材を安定的に確保できることから、同財団と随意契約を行う。</p>	
担当部署 (問合せ先)	保健福祉局 健康部 斎園管理課 斎園係 (電話番号 322-5251)